

**霧島市放課後児童クラブ設置運営基準**

**<放課後児童クラブガイドライン>**



**平成22年 3月**

**霧 島 市**

## 目 次

1	総則 .....	1
	(1) 目的 .....	1
	(2) 対象児童 .....	1
	(3) 規模 .....	1
	(4) 事業の内容と機能 .....	1
	(5) 開所日・開所時間 .....	1
	(6) 保育料等 .....	2
	(7) 運営主体 .....	2
	(8) 運営形態 .....	3
2	入所 .....	4
	(1) 募集の案内 .....	4
	(2) 入所の手続き .....	4
	(3) 入所の要件 .....	4
	(4) 入所の決定 .....	4
3	施設 .....	5
	(1) 施設・設備 .....	5
	(2) 消防 .....	5
	(3) 防犯 .....	6
4	放課後児童指導員 .....	7
	(1) 指導員体制 .....	7
	(2) 放課後児童指導員の役割 .....	7
	(3) 放課後児童指導員の労働条件 .....	8
	(4) 安全衛生 .....	8
	(5) 健康診断 .....	8
	(6) 研修 .....	9
	(7) その他 .....	9
5	保護者への支援・連携 .....	10
	(1) 保護者への支援・連携 .....	10
6	学校及び関係機関・地域との連携 .....	11
	(1) 学校との連携 .....	11
	(2) 関係機関・地域との連携 .....	11
7	安全対策 .....	12
	(1) 事故やケガの防止と対応 .....	12
	(2) 衛生管理 .....	12
	(3) 防災・防犯対策 .....	12
	(4) 来所・帰宅時の安全確保 .....	12
	(5) 緊急時の対応 .....	12
8	特に配慮を必要とする児童への対応 .....	14

9	要望・苦情への対応.....	15
10	その他 .....	16
	(1) 霧島市放課後児童健全育成事業実施要綱.....	16
	(2) 事故報告書 .....	30

## 1 総則

### (1) 目的

放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の2第2項に基づき、昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童(以下「放課後児童」という。)等の育成及び指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織として、児童の健全育成の向上を図ることを目的とする。

児童福祉法(抜粋)

#### 第6条の2

- ② この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

### (2) 対象児童

対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童)も加えることができる。

### (3) 規模

放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までが望ましい。また、一放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

### (4) 事業の内容と機能

放課後児童クラブは、以下の内容・機能を有するものとする。

- ① 放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
- ② 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- ③ 放課後児童の活動状況の把握
- ④ 遊びの活動への意欲と態度の形成
- ⑤ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- ⑥ 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- ⑦ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- ⑧ その他放課後児童の健全育成上必要な活動

### (5) 開所日・開所時間

開所日、開所時間については、子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること。

なお、年間開設日数については、児童の就学日数や地域の実情等を考慮し、年間200日以上とすること。

- ① 長期休業期間は開所すること。
- ② 学校休業日で開所の必要がある場合は開所すること。
- ③ 放課後児童クラブの開所を妨げるような重大な災害や事故、集団的な感染症が発生したときは休所とすること。

なお、休所する場合を想定して、事前に児童の保護者及び学校との協議を行い、休所する場合は速やかに保護者及び学校に連絡すること。

- ④ 開所時間については、1日平均3時間以上とすること。ただし、長期休業期間や土曜日等については、児童の活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所すること。
- ⑤ 新1年生については、保育所との連続を考慮し、4月1日より受け入れること。

#### (6) 保育料等

##### ① 保育料

放課後児童クラブの利用にあたっては、利用者から保育料を徴収し、保育料は、放課後児童クラブの人件費、運営費に充てること。

##### ② おやつ代、昼食代

利用者個人が直接消費するものであり、保育料とは別に個人負担を原則として徴収すること。

また、昼食を提供している放課後児童クラブにおいては、おやつ代と同様に扱うこと。

##### ③ 適正な執行管理

料金の徴収、管理及び執行は適正な管理者のもと最善の注意を払ったうえで行い、定期的な検査や決算報告など必要な会計ルールを定め、適正で開かれた執行を行うこと。

##### ④ 保育料の減免

利用者において、特別の事情があり保育料の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、保育料を免除又は減額することができる。

ただし、おやつ代等利用者個人が直接消費するものに関する費用は免除又は減額の対象とはならない。

#### (7) 運営主体

運営主体は、次に掲げる運営委員会又は法人で、かつ市長が適当と認めたものとする。

##### ① 運営委員会

放課後児童クラブを実施するため、地区自治公民館代表、小学校代表、小学校PTA代表、児童委員、児童の保護者等をもって組織する団体

##### ② 法人

社会福祉法人、学校法人及び公益法人等の法人

## (8) 運営形態

放課後児童クラブの運営形態としては、「公設公営：市が直接運営しているもの」、「公設民営：管理・運営その他を民間に補助・委託しているもの」及び「民設民営：民間が設置し、運営しているもの」があり、利用者のニーズや地域の実情に応じた多様な形態で取り組めることになっているが、放課後児童クラブは第2種社会福祉事業であるという観点から、事業の質の低下を招くことがないよう留意すること。

### 社会福祉法（抜粋）

#### 第2条

3 次に掲げる事業を第2種社会福祉事業とする。

- ② 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

## 2 入所

### (1) 募集の案内

市及び放課後児童クラブは、放課後児童クラブの利用の募集に当たって、適切な時期に様々な機会を利用して広く周知を図ること。

### (2) 入所の手続き

#### ① 入所案内説明書・申込書の配布

説明書には、放課後児童クラブの運営内容、入所申込手続き、保育料などを分かりやすく記載すること。

#### ② 申込受付

申込みの受付は、各放課後児童クラブで行う。

### (3) 入所の要件

児童が本市に在住または在学しており、保護者が次のいずれかの要件に該当すること。

① 保護者が、労働や疾病の他、家族の介護、その他の事情により保育にあたれない場合。

② その他、設置者（運営責任者）が必要と認める場合。

### (4) 入所の決定

#### ① 入所要件の確認

入所申込書を受け付けたときは、入所要件の確認を行うこと。

#### ② 入所決定

入所決定（承認・不承認）は、余裕をもって通知すること。

#### ③ 入所期間

期間は1年間とする。また、長期休暇等など随時途中入所ができるものとする。

#### ④ 入所説明会

事前に児童の安全指導や指導者のコミュニケーションを図るために保護者説明会を行うこと。なお、入所児童も指導員と「顔合わせ」することが望ましい。

説明にあたっては、来所及び帰宅方法、連絡方法、持ち物、非常時の対応、保育料の納入方法など、入所後の決まりについて記載した説明書等を配布し、説明すること。

### 3 施設

#### (1) 施設・設備

児童が安心して過ごせる場を確保するため、衛生的で安全な生活の場にふさわしい専用の部屋又は間仕切り等で仕切られた専用のスペースを設けること。

また、障害を持つ児童の利用ができるようバリアフリー化に努めること。

なお、基本的に必要と思われる施設及び設備（備品）等は次のとおり。

施設	設備（備品）	留意事項
玄関	傘立、下駄箱 等	
クラブ室	空調装置（冷暖房）、児童用ロッカー、座卓、本棚、テレビ、ラジオ、カーテン 等	①児童一人あたり概ね 1.65 m <sup>2</sup> 以上の面積の確保 ②適度な採光や通風に配慮 ③家具の転倒防止策など安全対策について配慮
静養スペース	布団、毛布 等	児童の体調が悪いときに休めるスペースの確保
台所	換気設備、冷蔵庫、食器戸棚、湯沸し器 等	
洗面所	タオル掛け 等	
トイレ	換気設備 等	
事務スペース	電話、ファックス、事務机、イス 等	
その他	掃除機、救急箱、時計、消火器、防犯ブザー 等	

#### (2) 消防

消防計画を策定し、避難訓練を実施すること。

防火管理者を置く必要のある放課後児童クラブは、防火管理者研修を受けるものとする。

消火器等の消防設備は、いつでも使える状態にしておくこと。

防災のための管理日誌を設けること。

#### 消防法（抜粋）

第8条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店(これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。)、複合用途防火対象物(防火対象物で政令で定める2以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。)その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに關す



る監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。

2 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 消防長又は消防署長は、第1項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。

4 消防長又は消防署長は、第1項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 第5条第3項及び第4項の規定は、前2項の規定による命令について準用する。

### (3) 防犯

防犯ベルの設置等、防犯対策を講じること。

地域の警察との連携を密にすること。

防犯のための管理日誌を設けること。

## 4 放課後児童指導員

### (1) 指導員体制

放課後児童クラブには、児童の安全面の配慮や円滑な運営のため、常時複数の放課後児童指導員を配置することが望ましい。なお、放課後児童指導員は保育内容の維持・向上、児童の情緒面等への配慮から児童と安定的に継続的な関わりが持てるよう配置することが望ましい。放課後児童指導員は、概ね児童数 20 人に対し 1 人を配置し、その中に専任指導員が含まれていることが望ましい。

なお、児童数の増や特別に配慮する児童の受入に伴って指導員の増員が必要な場合は増員を図る。

また、放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 38 条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

#### 児童福祉施設最低基準（抜粋）

第 38 条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保育士の資格を有する者
- 三 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2 年以上児童福祉事業に従事したものの
- 四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 五 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事(指定都市にあつては、市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。))が適当と認めたもの
  - イ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - ロ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者
  - ハ 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - ニ 外国の大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

### (2) 放課後児童指導員の役割

- ① 放課後児童指導員は、以下について、留意のうえ、②に掲げる活動を行うこと。

- ・子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮
  - ・体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止
  - ・保護者との対応・信頼関係の構築
  - ・個人情報の慎重な取扱いとプライバシーの保護
  - ・放課後児童指導員としての資質の向上
  - ・事業の公共性の維持
- ② 放課後児童指導員は、次に掲げる活動を行うこと。
- ・子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
  - ・子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。
  - ・基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。
  - ・活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。
  - ・児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。
  - ・その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。

#### 児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

#### (3) 放課後児童指導員の労働条件

設置者（運営責任者）は、労働基準法その他法令に定めるところにより、指導員の労働条件や服務規律やその他就業に関する規則を定め、各指導員と個別に雇用契約を結ぶこと。

#### (4) 安全衛生

指導員の安全及び衛生に関しては、設置者（運営責任者）が労働安全衛生法の定めるところにより、安全衛生の確保及び改善を図り、快適な職場の形成に努めなければならない。

#### (5) 健康診断

指導員は年1回健康診断を受けなければならない。

また、手づくりおやつなどの調理を行う放課後児童クラブに従事する指導員については、

年1回程度の検便（細菌検査）を行うよう努めること。

それらに係る経費については、設置者（運営責任者）が負担するものとする。

#### （6）研修

放課後児童指導員の資質の向上のため積極的に研修を実施し、受講させること。

#### （7）その他

放課後児童クラブは、事業内容について定期的に自己点検する機会を持ち、自ら事業内容向上に向けた取り組みに努めること。

## 5 保護者への支援・連携

### (1) 保護者への支援・連携

保護者会等の活動についても積極的に支援、連携し、放課後児童クラブの運営を保護者と連携して進めるとともに、保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるような支援を行うこと。

放課後児童クラブの運営の状況について、保護者等に積極的に情報提供を行い、保護者等との信頼関係を構築すること。

## 6 学校及び関係機関・地域との連携

### (1) 学校との連携

学校との連携を積極的に図ること。なお、学校との情報交換に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持に十分な配慮を行うこと。

子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭・体育館や余裕教室等の利用について連携を図ること。また、放課後子ども教室との連携を図ること。

### (2) 関係機関・地域との連携

保育所・幼稚園等と連携し、情報の共有と相互理解に努めること。

子どもの病気や事故、もめごとなどに備えて、日常から地域の医療・保健・福祉等の関係機関と連携を図るように努めるとともに、ボランティアの募集・受入れを積極的に行い、また、地域の関係組織や児童関連施設等と連携を図ること。

放課後児童クラブの運営の状況について、地域等に積極的に情報提供を行い、地域等との信頼関係を構築すること。

## 7 安全対策

### (1) 事故やケガの防止と対応

- ① 日常生活や遊びの中で発生する事故や怪我を防止するために、室内及び屋外の環境の安全性を点検し、必要な補修等を行うこと。
- ② 事故や怪我を防止するため、児童自身が安全に配慮した活動を学習・習得できるように援助すること。
- ③ 事故や怪我の防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成して、指導員に周知徹底すること。
- ④ 事故や怪我が発生した場合は、応急処置等の対応を速やかに行うこと。さらに、児童の状況等について保護者に速やかに連絡し、適切な処置を行うとともに、市に報告すること。
- ⑤ 放課後児童クラブにおいては、発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、指導員間で共有するとともに、防止対策を策定することが望ましい。
- ⑥ やむを得ず誰かに損害を与えた場合や児童本人の怪我による通院等に対応するために、児童については必ず損害保険等に加入すること。

### (2) 衛生管理

- ① インフルエンザ等感染症の予防や健康維持のため、手洗いやうがいの励行、施設設備やおやつ等衛生管理を徹底すること。また、放課後児童クラブ内や地域・学校で発生している感染症に関する情報を保護者に提供すること。
- ② あらかじめ、感染症等の発生時の対応について、放課後児童クラブとしての対応策を作成すること。

### (3) 防災・防犯対策

災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるように、防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、定期的に避難訓練等を実施すること。

### (4) 来所・帰宅時の安全確保

あらかじめ、来所・帰宅時の安全確保のためのチェックリスト等を作成し、地域の関係機関・団体等と連携した見守り活動の実施等について取り組むこと。

### (5) 緊急時の対応

- ① インフルエンザ等感染症、災害などが発生した場合など、緊急時の対応については、責任と役割を明確にした対応体制並びに手順・ルール等をあらかじめ定めておくこと。
- ② 緊急時においては、児童の状況等について保護者にすみやかに連絡を図るとともに、実施主体並びに市に迅速に情報を報告し、必要に応じて関係機関に情報を伝達すること。
- ③ 児童の安全確保のために臨時休所がやむをえないと判断される場合は、保護者の就

労に配慮し、市や学校と協議の上で実施すること。



## 8 特に配慮を必要とする児童への対応

障害のある児童や虐待への対応等特に配慮を要する児童について、利用の希望がある場合は、可能な限り受入に努めること。受入に当たっては、施設・設備について配慮すること。

障害のある児童を受け入れるための県及び市が開催する研修を積極的に活用し指導員研修等に努めること。

療育手帳、身体障がい者手帳、特別児童扶養手当証書を所持している児童のほか、発達障がい児など、配慮を要する児童についても医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。

## 9 要望・苦情への対応

要望や苦情を受け付ける窓口を子どもや保護者に周知するとともに、要望や苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図ること。

苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみを構築すること。

## 10 その他

### (1) 霧島市放課後児童健全育成事業実施要綱

#### (目的)

第1条 昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童(以下「放課後児童」という。)等の育成及び指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織として、児童の健全育成の向上を図ることを目的とする。

#### (事業の実施)

第2条 この事業の実施主体は、霧島市とする。ただし、市長は、第6条の規定により承認したクラブに委託し、又補助して実施することができる。

#### (対象児童)

第3条 この事業の対象児童は、主として小学校1年生から3年生までの放課後児童とし、その他健全育成上指導を要する児童も加えることができる。

#### (実施要件)

第4条 事業の実施に係る要件は、次のとおりとする。

- (1) 1日当たりの平均放課後児童数がおおむね5人以上で構成するものであり、開所日数については200日以上、1日平均3時間以上開所するものであること。
- (2) 常時、指導員が1人以上勤務すること。
- (3) 市長が、事業の実施に必要と認める施設を有すること。

#### (承認申請)

第5条 この事業を利用しようとする放課後児童クラブ(以下「クラブ」という。)の代表者は、放課後児童健全育成事業承認申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

#### (承認通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは内容を審査し、適当であると認めたときは、放課後児童健全育成事業承認決定通知書(第2号様式)により、当該代表者(以下「実施者」という。)に通知するものとする。

#### (事業の廃止)

第7条 クラブが、第3条及び第4条に規定する要件に該当しなくなったときは、実施者は、速やかに放課後児童クラブ廃止届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは内容を審査し、クラブの存続が不相当と認めたときは、放課後児童クラブ廃止通知書(第4号様式)により、当該実施者に通知するものとする。

#### (事業の利用申請)

第8条 事業の利用を希望する児童の保護者(以下「保護者」という。)は、放課後児童クラブ利用申請書(第5号様式。以下「利用申請書」という。)を実施者に提出しなければならない。

#### (事業の利用承諾)

第9条 実施者は、前条の規定により提出された利用申請書に係る児童が、第3条に定める

第9条 実施者は、前条の規定により提出された利用申請書に係る児童が、第3条に定める要件に該当する児童であるときは、事業の利用を承諾し、放課後児童クラブ利用承諾書(第6号様式)により、保護者に通知するものとする。

(事業の利用不承諾)

第10条 実施者は、事業の利用を希望する児童の健康上の問題及び事業の運営上不適当と認めるときは、事業の利用を承諾しないことができる。

2 実施者は、前項の規定により事業の利用を承諾しない場合は、放課後児童クラブ利用不承諾通知書(第7号様式)により、保護者に通知するものとする。

(利用の辞退)

第11条 事業を利用している児童の保護者(以下「利用者」という。)は、事業の利用を辞退する場合には、事前に放課後児童クラブ利用辞退届(第8号様式。以下「辞退届」という。)を実施者に提出しなければならない。

2 実施者は、辞退届を受理した場合は、放課後児童クラブ利用廃止通知書(第9号様式)により、遅滞なく利用者に通知するものとする。

(報告等)

第12条 実施者は、児童クラブの実施状況を事業実施月の翌月10日までに、当該月の児童クラブ実施状況報告書(第10号様式)により、市長に報告しなければならない。

2 実施者は、児童クラブの利用状況を年度ごとに、児童クラブ利用明細書(第11号様式)により、市長へ報告しなければならない。

3 市長は、児童クラブの管理運営について随時調査及び指導を行い、必要があると認めた場合は、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

(利用者負担)

第13条 実施者は、必要経費の一部を利用負担額として保護者の負担とすることができる。この場合において、実施者は、適正な運営の中で、利用負担額を設定することができるものとする。

2 実施者は、前項の利用負担額を設定するときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

3 保護者は、第1項の利用負担額を直接児童クラブに納入しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の牧園町放課後児童健全育成事業実施要綱(平成14年牧園町告示第4号)、霧島町放課後児童健全育成事業実施要綱(平成14年霧島町要綱第2号)、隼人町放課後児童健全育成事業実施要綱(平成12年隼人町告示第28号)又は福山町放課後児童対策事業実施要綱(平成13年福山町告示第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(改正)

- 3 霧島市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を次のように改正する。  
第4条第1号中「10人以上」を「5人以上」に改める。

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

霧島市長 様

代表者 住所  
氏名



放課後児童健全育成事業承認申請書

下記のとおり、霧島市放課後児童健全育成事業実施要綱に定める放課後児童クラブとして承認して下さるよう申請します。

記

1 児童クラブ名称				
2 開設年月日	年 月 日			
3 活動施設所在地	霧島市			
4 活動施設の状況	建物の構造( )、延床面積( m <sup>2</sup> )			
5 対象児童数				
	学 年	留守家庭児童	その他の家庭児童	計
	1 年	人	人	人
	2 年	人	人	人
	3 年	人	人	人
	その他	人	人	人
	計	人	人	人
6 指導員の状況				
氏 名	性 別	年 齢	資 格 ・ 免 許	住 所


- 添付書類 1 児童クラブ管理運営要領  
2 当該年度分児童名簿  
3 その他必要と認める書類

第2号様式(第6条関係)

第 号

平成 年 月 日

様

霧島市長 前田 終止 

放課後児童健全育成事業承認決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった放課後児童クラブ承認申請について、下記のとおり承認決定したので通知します。

記

1 児童クラブの名称：

2 承認年月日：

第3号様式(第7条関係)

年 月 日

霧島市長 様

代表者 住所

氏名



放課後児童クラブ廃止届

下記の理由により、児童クラブを廃止したいので届け出ます。

記

1 廃止予定年月日： 年 月 日

2 廃止の理由

.....  
.....  
.....



第4号様式(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

霧島市長



放課後児童クラブ廃止通知書

年 月 日付けで届出のあった児童クラブの廃止について、下記のとおり  
廃止を承認したので通知します。

記

1 児童クラブ名：

2 廃止承認年月日： 年 月 日

第5号様式(第8条関係)

年 月 日

様

保護者 住所  
氏名 ㊟  
自宅電話番号

放課後児童クラブ利用申請書

下記のとおり、放課後児童クラブ( )を利用したいので申請します。

記

1 利用の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

2 利用の理由(具体的に)

.....  
.....

3 利用児童及び世帯構成

利 用 児 童	氏名	性別	生年月日	年齢	学校名	学年
		男・女	・	歳	小学校	年生
		男・女	・	歳	小学校	年生
		男・女	・	歳	小学校	年生
世 帯 構 成	氏名	続柄	勤務先	勤務先電話番号	就業時間～帰宅時間	
					時 分～ 時 分	
					時 分～ 時 分	
					時 分～ 時 分	
					時 分～ 時 分	

第 6 号様式(第 9 条関係)

第 号  
年 月 日

様

児童クラブ名  
代表者名 (印)

放課後児童クラブ利用承諾書

年 月 日付けで申請のあった放課後児童クラブ( )  
の利用について、下記のとおり承諾します。

記

1 利用の期間： 年 月 日 から 年 月 日

2 利用を承諾する児童

氏 名	性別	生年月日	年齢	学校名	学年
	男・女	・	歳	小学校	年生
	男・女	・	歳	小学校	年生
	男・女	・	歳	小学校	年生

第 号  
年 月 日

様

児童クラブ名  
代表者名



放課後児童クラブ利用不承諾通知書

年 月 日付けで申請のあった放課後児童クラブ( )  
の利用については、下記のため不承諾とします。

記

1 利用を不承諾とする児童

氏名	性別	生年月日	年齢	学校名	学年
	男・女	・	歳	小学校	年生
	男・女	・	歳	小学校	年生
	男・女	・	歳	小学校	年生

2 不承諾とする理由

.....  
.....

第8号様式(第11関係)

年 月 日

様

保護者 住所

氏名 (印)

自宅電話番号

放課後児童クラブ利用辞退届

下記の理由により、現在利用している放課後児童クラブを辞退します。

- 1 児 童 名 ..... ( 歳)
- 2 児童クラブ名 .....
- 3 辞退年月日 ..... 年 月 日
- 4 辞退の理由 .....  
.....

年 月 日

様

霧島市長



放課後児童クラブ利用廃止通知書

下記の理由により、放課後児童クラブ( )の利用廃止を通知します。

1 児 童 名 .....

2 児童クラブ名 .....

3 廃止年月日 年 月 日

4 廃止の理由 .....

.....

第10号様式(第12条関係)

年 月 日

霧島市長 様

児童クラブ名

代表者名



児童クラブ実施状況報告書( 月分)

月分の 児童クラブ実施状況について、霧島市放課後児童健全育成事業実施要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

1 開所日数等

開所 日数	利用 実人員	学年区分				延べ利用人員	1日あたり 平均利用人員
		1年	2年	3年	その他		

2 児童クラブ途中入退の状況

入所 名簿	児童氏名	入会年月日	学年	児童氏名	入会年月日	学年

退所 名簿	児童氏名	退会年月日	学年	児童氏名	退会年月日	学年





## (2) 事故報告書

事故状況報告書			
児童クラブ名称 及び所在地			
発生年月日	平成 年 月 日 ( )	時	分頃
天候			
事故にあった者	氏 名	性 別	生年月日 ( 歳)
		男・女	H 年 月 日 ( 歳)
	保護者名	連絡先	
		住所： 電話：	
事故の発生場所			
事故の発生状況			
事故の処置			通院 入院 ( 日)
受診医療機関	名称		
	所在地		
その他			
報告者	平成 年 月 日 児童クラブ名 指導員名		